

# 日常生活用具給付等品目一覧

(原則、経費の1割が利用者負担になります。)

種 別	種 目	対 象 者
介護・ 訓練用 支援用具	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児) 2 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障害者(児) 2 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの いずれも原則として3歳以上の者
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害で常時介護を要する身体障害者(児) 2 難病患者等で自力で排尿できないもの いずれも原則として学齢児以上の者
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で原則として3歳以上のもの(入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。)
	体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの 2 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの いずれも原則として学齢児以上の者
	移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの いずれも原則として3歳以上の者
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳以上のもの
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上のもの
自立生活 支援用具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を要するもの 2 難病患者等で入浴に介助を要するもの いずれも原則として3歳以上の者
	便器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児) 2 難病患者等で常時介護を要するもの
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上のもの
	移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で家庭内の移動等において介助を要するもの 2 難病患者等で下肢が不自由なもの いずれも原則として3歳以上の者
	頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児) 2 重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は精神障害者(児)でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの

種 別	種 目	対 象 者
自立生活 支援用具	特殊便器	1 上肢障害 2 級以上の身体障害者(児)及び重度又は最 重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便 後の処理が困難なもの 2 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの いずれも原則として学齢児以上の者
	火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは 最重度の知的障害者(児)であって、それぞれ火災発生 の感知及び避難が著しく困難なもの いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者の みの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器	1 障害等級 2 級以上の身体障害者(児)又は重度若しく は最重度の知的障害者(児)であって、それぞれ火災発 生の感知及び避難が著しく困難なもの 2 難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難 なもの いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者の みの世帯又はこれに準ずる世帯
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の身体障害者で盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障 害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)で原則として学齢 児以上のもの
	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害 2 級以上の身体障害者(児)で身体障害者(児) のみの世帯及びこれに準ずる世帯
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者(児)で原則として 3 歳以上のもの
	ネブライザー(吸入器)	1 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者 (児)であって、必要と認められるもの 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの
	電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者 (児)であって、必要と認められるもの 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)であって、盲人のみの 世帯及びこれに準ずる世帯で原則として学齢児以上のもの
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)であって、盲人のみの 世帯及びこれに準ずる世帯で原則として学齢児以上のもの
	動脈血中酸素飽和度測定 器(パルスオキシメータ ー)	難病患者等で人口呼吸器の装着が必要なもの
情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であ って、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児) で原則として学齢児以上のもの
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児)
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則と して視覚障害 2 級かつ聴覚障害 2 級以上)身体障害者で あって、必要と認められるもの

種 別	種 目	対 象 者
情報・ 意思疎通 支援用具	点字器	視覚障害を有する身体障害者(児)
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上のもの
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上のもの
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する身体障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの
	盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者で原則として学齢児以上のもの(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので原則として学齢児以上のもの
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害を有する身体障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
	人工喉頭	音声又は言語に障害を有する身体障害者(児)であって、無喉頭のもの
排泄管理 支援用具	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)
	ストマ装具	直腸又は膀胱に障害を有する身体障害者(児)であって、人工肛門又は人工膀胱を造設しているもの
	紙おむつ等	1 直腸又は膀胱に障害を有する身体障害者(児)であって、人工肛門又は人工膀胱を造設しているが、ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難なもの 2 3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害のもの又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
住宅改修費	収尿器	下肢又は体幹機能障害等の肢体不自由であって、高度の排尿機能障害を有する身体障害者(児)
	居宅生活動作補助用具	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害者(児)であって、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの  <内容> 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者などが、住環境の改善を行う場合で、下記の住宅の改修にかかった費用の一部を給付します。 給付は原則1回で、20万円を限度とし、給付金額の1割は、自己負担していただくことになります。 ただし、障害者の収入などによって、負担が軽減される場

種 別	種 目	対 象 者
		合があります。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※ただし上記事業において介護保険の要介護認定を受けることが出来る方については、介護保険制度による給付が優先的に実施されます。